

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

10 市長	東近江市妊産婦医療費助成要綱（令和6年東近江市告示第52号）による妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2中23の項を24の項とし、10の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10 市長	東近江市妊産婦医療費助成要綱による妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

妊産婦の医療費の助成に関する事務において利用できる特定個人情報を追加したく、本議案を提出するものである。